

鞠智城跡の建物について

小西龍三郎



第1図 鞠智城跡全体配置図

1. はじめに

鞠智城跡は大宰府から約 70km 南に位置し、有明海に注ぐ菊池川の支流である迫間川と木野川に挟まれた標高 100 ～ 168 m の台地に築城された古代山城である。

昭和 42 年の第 1 次調査から現在まで長者原を中心に 72 棟の建物跡が発掘されており、周辺の土塁線に沿って、3 箇所石造の門礎跡が発見されている。今回は主に 72 棟の建物群について鞠智城と同じ古代において建てられた建物の文献資料や発掘資料との比較を行い、その構造、用途、及び建物間の関係について考察を行う。同じ時代に存続した大野城の建物跡と比較し、建物の編年を試みることで、築城から 698（文武 2）年の緒治の時期、858（天安 2）年の不動倉十一字の火災をへて 9 世紀末を最後に文献に記録されなくなるまでの鞠智城の建物跡について考察を行った。

2. 鞠智城跡の建物跡

（1）文献に見える鞠智城の建物

鞠智城は『続日本紀』698（文武 2）年五月の条に大野城・基肄城とともに大宰府によって緒治されたことが記述され、その後 160 年の空白期間があって、『文徳実録』858（天安 2）年の条に菊池城院の「兵庫」や「不動倉」としての記述があり、『三代実録』875（貞観 17）年の条には「郡倉舎の葺草」の記述があるが、『三代実録』879（元慶 3）年の条の「兵庫」の記述をもって鞠智城は歴史の舞台から姿を消している。

これらの文献に記述された鞠智城の建物の名称としては「兵庫」、「不動倉」、「倉舎」が挙げられる。

698	文武 2 年	大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を緒い治めしむ	続日本紀
858	天安 2 年	菊池城院の兵庫の鼓自ら鳴る。（二月二十四日）又鳴る。（二十五日） 菊池城院の兵庫の鼓自ら鳴る。同城不動倉十一字火。（六月廿日）	文徳実録
875	貞観 17 年	群鳥数百、菊池郡倉舎の葺草をかみ抜く。（六月廿日）	三代実録
879	元慶 3 年	肥後国菊池郡城境兵庫の戸自ら鳴る。（三月十六日）	三代実録

663（天智 2）年の白村江の戦いを契機に鞠智城を含めた西日本の防衛体制強化に係る『日本書紀』や『続日本紀』等の記述を整理すると以下ようになる。

飛鳥時代

663（天智 2）年 白村江の戦いで倭軍は唐・新羅連合軍に大敗する。

664（天智 3）年 対馬・壱岐・筑紫国等に防と烽を置く。また筑紫に水城を築く。

665（天智 4）年 長門国に城を築く。また筑紫国に大野城・基肄城を築く。

劉徳高ら 254 人が唐から派遣される。

667（天智 6）年 倭国の高安城、讃岐国の屋嶋城、対馬国の金田城を築く。

668（天智 7）年 新羅から遣使（9 月）。遣新羅使を派遣（11 月）。

新羅が高句麗を滅ぼす。

670（天智9）年 高安城を修理、畿内の田税を収める。高安城を修理、穀と塩を積む。

676（天武4）年 唐が朝鮮半島から撤退。新羅による朝鮮半島統一成る。

698（文武2）年 大宰府をして大野、基肄、鞠智の三城を繕治。高安城を修理。

奈良時代

713（和銅6）年 大隅国設置。律令制の推進のため豊前国から約 5000 人移住させた。

720（養老4）年 隼人反乱。大伴旅人を征隼人持節大將軍に任命。

740（天平12）年 大宰少貳藤原広嗣の乱

755（天平勝宝7）年 唐において安祿山の乱。藤原仲麻呂が大宰府の防備強化を指示。

756（天平勝宝8）年 怡土城の築城

759（天平宝次3）年 藤原仲麻呂、大宰府に命じ新羅攻撃の行軍式をつくる。

平安時代

814（弘仁5）年 肥後軍団兵士半減 4000 人から 2000 人。

827（天長4）年 大宰府軍団制廃止、選士制へ（在地有力者子弟を中心とした兵制）。

858（天安2）年 菊池城院兵庫の鼓自ら鳴る。同城不動倉十一字火（『文徳実録』）

941（天慶4）年 藤原純友の軍、大宰府を焼く。

以上文献からは、西日本の防衛体制等に以下のような画期が考えられる。

665（天智4）年以降 白村江の戦いを契機に朝鮮式山城群の築城が行われる。

670（天智9）年以降 律令制に基づいた朝鮮式山城の修理が行われる。

8c 前期 対外的緊張緩む。薩摩・大隅国設置。隼人との軋轢が起こる。

8c 後期 新羅との緊張高まる。大宰府をはじめ西国防備強化。

9c 前期 対外的緊張緩む。大宰府軍団制の廃止。選士制へ推移。

（2）発掘された鞠智城の建物

第2図に昭和42年の第1次調査から現在まで発掘された72棟の建物跡の配置を示した。

第3図では全体配置図のほぼ中央、1号建物から10号建物及び49号建物の平面を示した。

1号から10号は地面に穴を掘って柱を立てる掘立建物で、柱の部分を見ると柱のあった位置を示す柱穴と柱を埋める際に掘った掘方の二重の線が見える。

49号は基壇の上に礎石を据え、その上に柱を立てる総柱礎石建物である。

また、1号、5号、49号は建物の内部にも柱が列をなしている総柱建物なのに対し、その他の建物は建物の周辺のみ柱を立て、内部には柱を立てない側柱建物である。

古代では一般的に、側柱建物の床は土間か低床の建物で、総柱は高床式建物と考えられる。

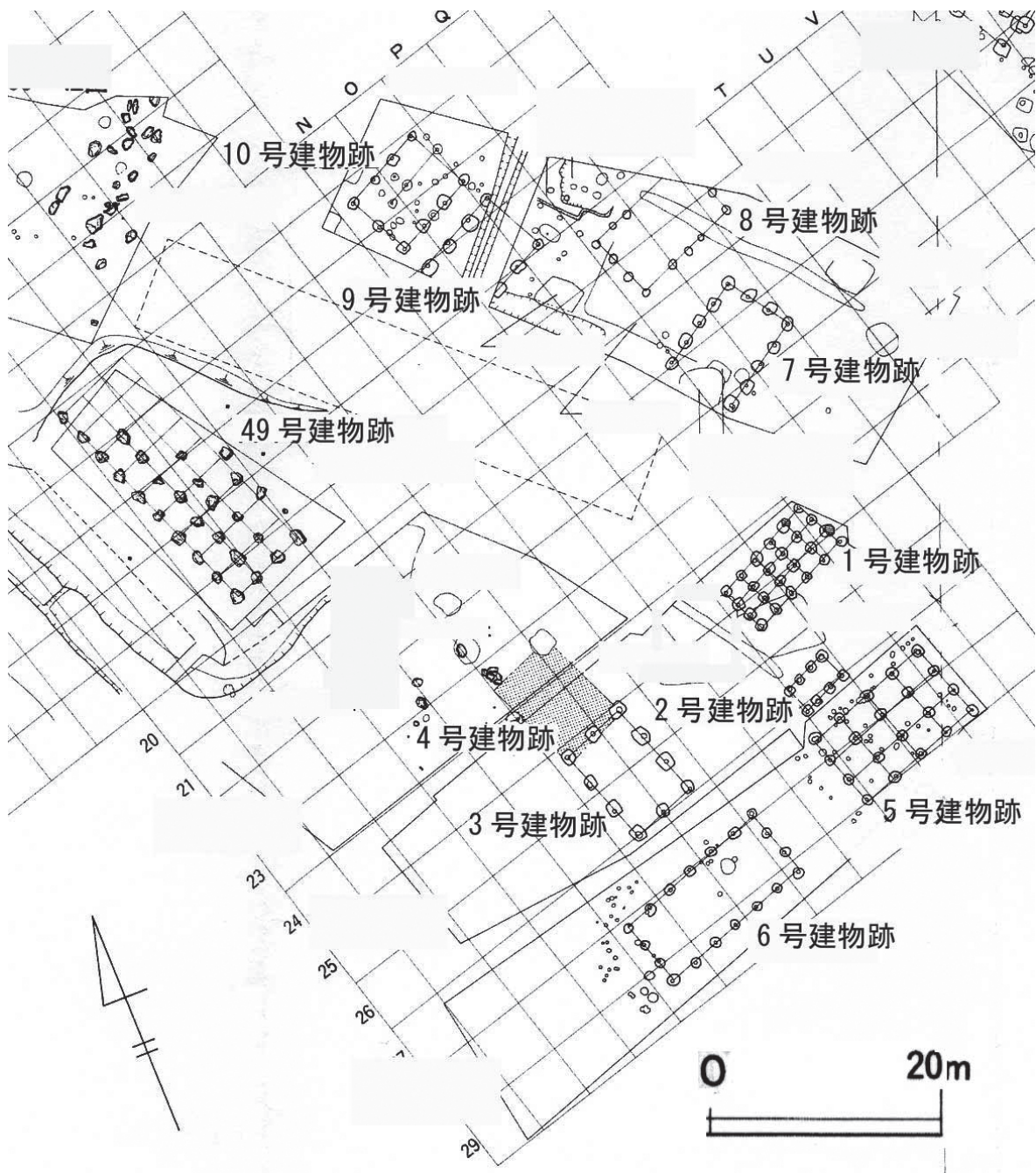
また、1号と5号、6号と3号、7号と8号、9号と10号の掘立建物は近接しており、類似する形状をしている。掘立建物は柱の根腐のため耐用年数は15～30年と考えられる。

したがって鞠智城のなかで同様の機能を継続させるには建物の建て替えが必要であり、上記のセットの建物にはいずれかの建物が耐用を過ぎた後に取り壊し、改めて建て替えた関係があると考えられる。

第4図に11号から15号の建物跡を示した。11号は、6間×5間の側柱部分は掘立で、内部の4間×3



第2図 鞠智城跡発掘建物配置図



第3図 1～10号、49号建物

間は礎石があり、掘立と礎石の2つの構法が同一建物に使われている礎石・掘立併用建物である。柱穴の掘方は大きく1.7m×1.7mを測る。

建物の周囲が土間か低床（縁状のもの）で、内部の4間×3間が高床である建物が想定される。

12号は11号と並列しており、11号と同様に側柱は掘立柱で内部の柱は礎石建ちである。掘立柱の掘方が大きく方形で、細かな版築で固められており、礎石の地業穴も細かな版築で固められていた。

13号は12号と南北に並列している総柱の掘立柱建物で、掘方は大きく方形で、10層の版築で固められていた。柱の抜き取り跡は無い。

14・15号は側柱の掘立柱建物である。柱の掘方は丸く大きさも1m程度で11～13号と比較すると小さい。

14・15号とも柱の抜き取り跡がある。

11号、12号、13号の建物はいずれも総柱で、大きな方形の掘方や、版築による丁寧な地業が共通して行われており、鞠智城で重要な意味を持つ建物群と考えられる。

11号と12号、14号と15号は東西方向の主軸がずれており、建て替えに伴う建築時期の前後関係が考えられる。また14号と13号は遺構の切合い関係があり、14号が13号に先行する。



第4図 11～15号建物

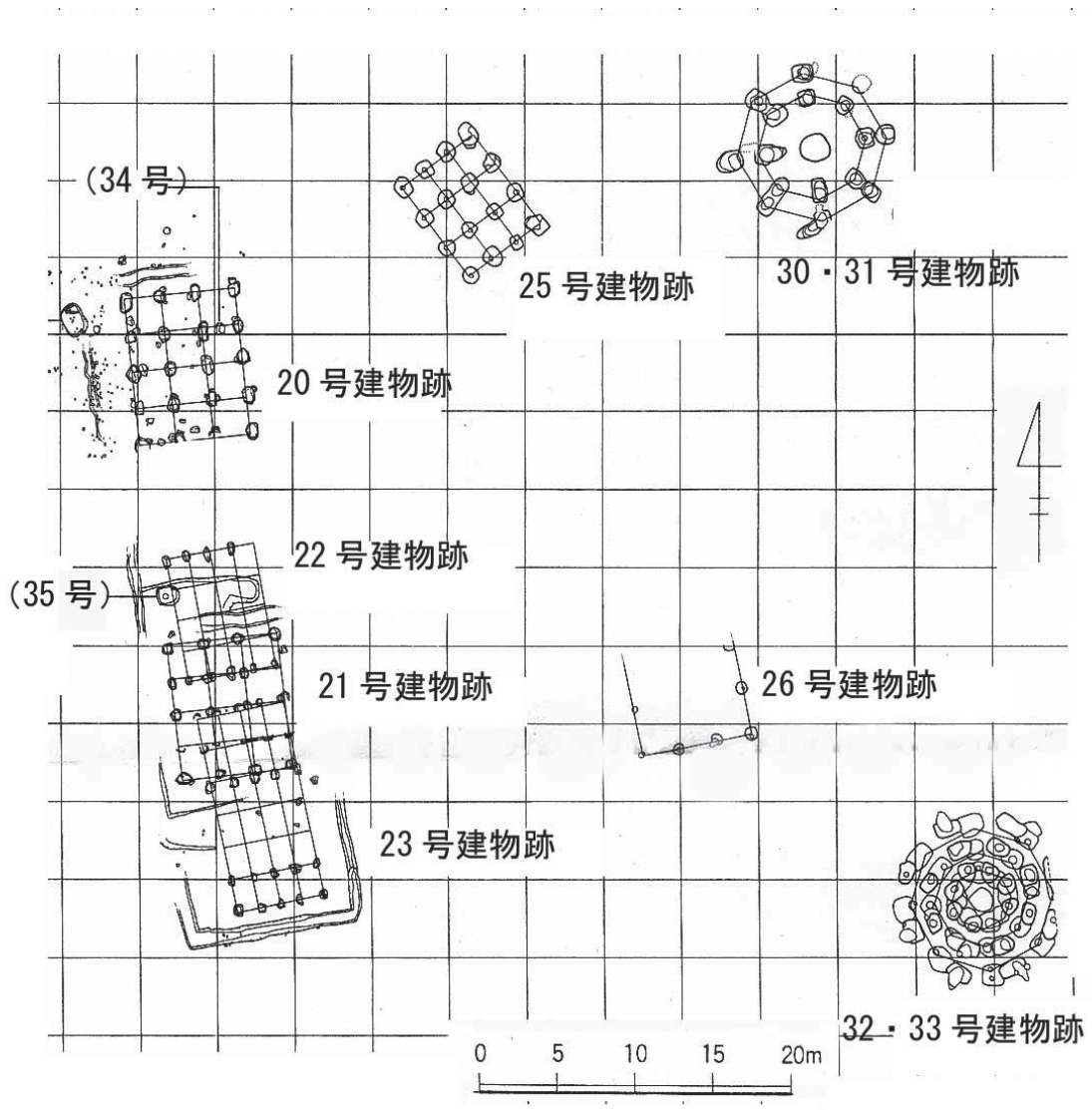
第5図に長者原の東側の微高地形で発掘された20～23号、25号、30～35号を示した。

20～23号建物は総柱・礎石建物である。20号と21号、22号と23号は桁行の方位が一致しておりそれぞれがセットの建物群と考えられる。また、22号と23号は21号の下層にあり、22・23号の後に20・21号が建てられたことが明らかになった。また21号の西側から布目瓦の堆積が見られた。更に20・21・23号の礎石から火災の痕跡が見られた。したがって23号の火災の後に建てられた21号が再び火災にあったことがわかる。

30・31号建物は外径が直径9.6mの八角形建物である。最初に建てられた掘立・八角形の31号建物の掘方を利用して礎石・八角形の30号が建てられた。中心部の心柱の掘方は浅く、建物の荷重が掛からないような構造が想定できる。また、31号建物の柱の引き抜き跡が無く、31号建物の柱根を埋めたまま上部の柱を除去して礎石地業を行っていることから、31号建物が建ってから期間をおかずに31号建物の上部が焼失し、建て直しが行われたことが想定される。近くにあった20・21・23号が火災によって焼失した痕跡を持つことから、火災等による31号建物の焼失が31号→30号建替えの原因であったとも考えられる。

32・33号建物はいずれも掘立柱・八角形建物で外径は9.8mを測る。

前身建物の32号の跡に、中心を動かさずに反時計回りに23.5度回転させた位置に新たに掘立柱・八角



第5図 20～23号、25号、30～35号建物

形建物の33号が建てられている。柱穴の埋土の差異が32号と33号に殆ど見られないことから、30・31号八角形建物と同様に、32号と33号建物の建造時期は近いと考えられる。



第6図 長者山の45～48号建物

第6図は長者山に建つ45～48号の総柱・礎石建物群跡である。いずれも桁行方位が一致することから高床倉庫群が想定される。

鞠智城跡の建物について

第1・2・3表に鞠智城跡で発掘された72棟の建物跡の総柱建物と側柱建物のうち、構造形式、規模、主軸方向等が確認できる建物を総覧した。総柱建物が21棟、側柱建物13棟、八角形建物4棟、合計38棟である。このうち総柱建物は米を貯蔵する高床倉庫と考えられる。また大宝律令「倉庫令」によると倉庫は乾燥した処に設置し、倉の周囲半径50丈以内に館舎を置いてはならないと規定されており、鞠智城は大宝律令の制定より前に築城されているが、後述する7c後半に営まれた小郡官衙遺跡に於いても、倉庫群と正庁・営舎群は、明快な区画を持っている。長者原に建つ側柱建物の多くも倉庫群として営舎群とは区画されて建てられていたと考えられる。

第1表 鞠智城跡の総柱建物

建物 号数	桁行	梁間	礎石・掘立	総柱 側柱	桁行 (m)	梁間 (m)	主軸 N±	桁行/梁間 (長/広)	床面積 (㎡)	桁行柱間 (m)	梁行柱間 (m)
1	5	3	掘立	総柱	10	4.5	64	2.2	45.0	2	1.5
5	4	3	掘立	総柱	12	6.9	74	1.7	82.8	3	2.3
11	6	5	礎石・掘立	総柱	12.6	11	90	1.1	138.6	—	—
12	6	5	礎石・掘立	総柱	13.2	11.5	0	1.1	151.8	—	—
13	4	3	掘立	総柱	10.8	7.5	0	1.4	81.0	2.7	2.5
20	4	3	礎石	総柱	9.6	7.2	-6	1.3	69.1	2.4	2.4
21	4	3	礎石	総柱	8.8	7.2	-6	1.2	63.4	2.2	2.4
22	4	4	礎石	総柱	8.0	5.8	-11	1.4	46.4	2	1.5
23	6	4	礎石	総柱	12.6	5.8	-11	2.2	73.1	2.1	1.5
25	3	3	掘立	総柱	7.2	5.7	-45	1.3	41.0	2.4	1.9
29	<3>	6	礎石・掘立	総柱	6.9	12.9	50	0.5	89.0	—	—
36	4	3	礎石	総柱	9.2	7.5	-9	1.2	69.0	2.2	2.5
38	<3>	3	掘立	総柱	<5.7>	6.0	-6	<1.0>	<34.2>	1.9	2
40	5	<2>	掘立	総柱	15.0	<6.0>	-12	<2.5>	<90.0>	3	3
42	<3>	<2>	掘立	総柱	<6.0>	<4.4>	-8	<1.4>	<26.4>	2	2.2
43	<3>	<3>	掘立	総柱	<7.5>	<7.5>	-8	<1.0>	<56.3>	2.5	2.5
45	3	2	礎石	総柱	7.5	5.0	-12	1.5	37.5	2.5	2.5
46	4	3	礎石	総柱	8.4	6.6	-10	1.3	55.4	2.1	2.2
47	3	3	礎石	総柱	7.5	6.9	-82	1.1	51.8	2.5	2.3
49	9	3	礎石	総柱	21.6	7.2	-30	3.0	155.5	2.4	2.4
50	5	2	礎石	総柱	8.3	3.9	-15	2.1	32.2	1.65	1.95
52	<1>	<2>	掘立	総柱	<4.5>	<6.0>	-80	<0.8>	<27.0>	4.5	3
53	<1>	2	掘立	総柱	<3.3>	4.6	3	<0.7>	<15.2>	3.3	2.3
54	<1>	2	掘立	総柱	<3.0>	4.4	-10	<0.7>	<13.2>	3	2.2
56	6	3	礎石	総柱	14.2	8.0	-12	1.8	113.6	2.7	2.4
59	4	3	礎石	総柱	9.0	5.9	-33	1.5	52.7	2.3	2
64	3	3	礎石	総柱	7.8	7.8	-80	1.0	64.0	2.6	2.6
65	<3>	<3>	礎石	総柱	<6.8>	<4.5>	-31	1.5	30.6	2.25	1.5
66	<4>	<3>	礎石	総柱	<6.6>	<6.6>	-10	1.0	43.6	—	—
67	4	3	礎石	総柱	9.0	6.8	20	1.3	60.8	2.2	2.2
69	<4>	<3>	掘立	総柱	<5.9>	<3.6>	-89	1.6	<21.2>	2	2
70	<3>	<2>	掘立	総柱	<7.8>	<3.6>	-88	2.2	<28.1>	2	1.8
72	4	3	礎石	総柱	8.4	6.3	-88	1.3	52.9	2.1	2.1

第2表 鞠智城跡の側柱建物

建物 号数	桁行	梁間	礎石 掘立	総柱 側柱	桁行 (m)	梁間 (m)	主軸 N±	桁行/梁間	床面積 (㎡)
2	3	1	掘立	側柱	4.2	2.4	70	1.8	10.1
3	3	2	掘立	側柱	9.0	6.0	-20	1.5	54.0
6	6	3	掘立	側柱	16.4	6.0	72	2.7	98.4
7	<4>	3	掘立	側柱	<8.4>	6.3	55	<1.3>	<52.9>
8	6	3	掘立	側柱	10.2	6.0	67	1.7	61.2
9	<3>	2	掘立	側柱	<7.5>	6.0	67	<1.3>	<45.0>
10	3	2	掘立	側柱	7.5	6.0	67	1.3	45.0
14	5	3	掘立	側柱	14.5	7.2	90	2.0	104.4
15	<4>	3	掘立	側柱	<11.6>	7.2	-84	<1.6>	<83.5>
16	10	3	掘立	側柱	26.5	7.8	53	3.4	207.5
17	<6>	3	掘立	側柱	<13.2>	7.2	53	<1.8>	<95.4>
18	<8>	3	掘立	側柱	<20.8>	8.1	60	<2.6>	<168.5>
19	5	1	掘立	側柱	15.0	6.3	0	2.4	94.5
24	<4>	1	掘立	側柱	<10.2>	5.7	49	<1.8>	<58.1>
26	<2>	3	掘立	側柱	<6.0>	7.2	-12	<0.8>	<43.2>
27	<4>	1	掘立	側柱	<10.0>	5.7	-48	<1.8>	<57.0>
28	5	2	掘立	側柱	9.0	4.2	47	2.1	37.8
41	<3>	2	掘立	側柱	<9.0>	7.0	-8	<1.3>	<63.0>
55	4	2	掘立	側柱	9.6	6.0	45	1.6	57.6
57	6	2	掘立	側柱	10.2	5.7	-50	1.8	58.1
58	5	<1>	掘立	側柱	13.5	<4.2>	-46	<3.2>	<56.7>
60	8	3	掘立	側柱	16.8	5.4	0	3.1	90.7
61	7	3	掘立	側柱	14.7	5.4	0	2.7	79.3
62	<6>	<1>	掘立	側柱	11.7	2.0	79	<6>	<23.4>
63	7	3	掘立	側柱	16.8	5.9	-11	2.9	99.1

第3表 鞠智城跡の八角形建物

建物号数	柱列	礎石掘立	総柱側柱	外径(m)	外径(寸)
30	2重	礎石	総柱	9.6	316.8
31	2重	掘立	総柱	9.6	316.8
32	3重	掘立	総柱	9.2	303.6
33	3重	掘立	総柱	9.8	323.4

3. 古代の倉

鞠智城は7世紀後半から10世紀にかけて存在したと伝えられるが、鞠智城が文献に最初に頭れる『続日本紀』698（文武2）年五月の条では「城」として記述されている。その後160年の空白期間を経て、『文徳実録』858（天安2）年の条に「菊池城院」としての記述があり、『三代実録』875（貞観17）年の条には「郡倉舎」と記述され、『三代実録』879（元慶3）年の条では「郡城境の兵庫」と記述されている。鞠智城の古代社会における役割は、7世紀後半では城であったものが、時代が下がるにつれて郡倉舎に変化したと考えられる。

また、鞠智城跡の長者原で発掘された建物は、そのほとんどが倉庫であったと考えられる。

（1）『和泉監正税帳』、『越中国官倉納穀交替帳』に見られる古代の建物の形状・構造・用途

8世紀の倉の用途や形、構造を示した文献として『和泉監正税帳』がある。

今の大阪府の泉南と呼ばれる和泉監（後の和泉国）の737（天平9）年の会計報告である『和泉監正税帳』の中に建物の用途・形式が記述されている。

正税帳には正税を保管する建物の不動倉・動用の別、建物の名称・構造、建物の幅と奥行、穀倉における塞の幅・奥行、建物の軒高・収納高、実質容量、収納量（穀倉は斛、額倉は束で表示）が記述されている。

第4表 『和泉監正税帳』に記述された建物

no	国名年代	郡	用途	倉名称	倉長 (m)	倉広 (m)	塞長 (m)	塞広 (m)	倉高 (m)	委高 (m)	収納量 (斛)	収納量 (束)	底敷 額稲	面積 (㎡)
1	和泉 737	大島	不動	東第壹板倉	5.1	4.8	1.5	1.2	3.2	3.1	810		有	22.3
2			動用	東第貳板倉	5.2	4.4	1.6	1.3	3.2	2.9	728		無	20.7
3			動用	東第参板倉	5.7	4.5	1.7	1.0	3.6	3.1	974		無	24.0
4				東第肆板倉	5.1	3.6			2.8			空		18.5
5		和泉	動用	南院北第壹法倉	21.6	6.3	2.1	1.6	4.4	2.7	4422		無	132.8
6			不動	西第壹板倉	7.9	5.8	2.0	1.4	3.9	3.2	1670		有	43.4
7				西第貳板倉	5.7	5.1			2.7			2700		29.1
8			不動	南第壹板倉	8.1	5.9	2.0	1.7	4.1	3.5	2000		有	44.0
9			不動	南第参板倉	6.8	5.3	1.9	1.2	3.7	3.2	1450		有	34.0
10				東第壹丸木倉	4.0	4.3			1.8			空		17.2
11				東第貳丸木倉	4.4	3.4			1.8			空		14.9
12				東第参丸木倉	4.2	3.6			1.9			空		15.1
13				東第肆丸木倉	3.4	3.8			1.8			空		12.8
14				西壹屋	14.1	5.0			3.2			6482		70.6
15				西第貳屋	13.8	5.1			3.0			1259		70.4
16				南院北屋	12.6	4.9			3.3			6873		61.2
17		日根	不動	南第壹甲倉	4.9	3.7	1.2	1.0	3.0	2.9	550		有	16.8
18				南第貳丸木倉	4.1	3.6			2.1			764		14.6
19				南第参丸木倉	5.7	4.8			2.7			2304		27.4
20				南第肆板倉	3.9	3.8			2.3			空		14.6
21				西第壹丸木倉	3.9	3.8			2.3			空		14.6
22				西第貳甲倉	5.4	4.8			3.3			1738		25.9
23				北第壹丸木倉	4.2	3.6			2.1			空		15.2
24				北第貳丸木倉	5.4	4.7			2.8			2201		25.6
25				北第参板倉	5.6	4.8			3.0			1706		26.8
26			不動	北第肆板倉	5.5	4.8	2.0	1.2	2.8	2.7	816		有	24.0
27			不動	北第伍甲倉	5.4	4.6	1.2	1.2	3.6	3.3	980		無	23.3
28			動用	北第陸法倉	18.0	6.0	2.2	0.7	4.1	2.1	2861		無	106.4
29				東院北第壹丸木倉	3.3	3.0			2.4			空		9.9
30				東院北第貳丸木倉	3.8	3.1			2.4			822		11.7
31				東第壹屋	8.4	5.1			3.3			5439		42.8
32				東第貳屋								空		

i. 建物の用途・・不動倉と動倉

稲穀を収納した正倉が満載となった後に、国司・郡司による検封作業を経て封印された倉庫を不動倉と呼ぶ。対して通常あるいは非常時の正税の稲穀の出納が行われる倉を動倉（動倉）と呼ぶ。鞠智城においても天安2（858）年の条に「同城不動倉十一字火」の記述が見られ、不動倉があった。『和泉監正税帳』の建物の不動倉（板倉）と動倉（板倉）の床面積を比較すると、不動倉の平均床面積が34㎡に対し動倉の床面積は22.7㎡と2/3程度となる。

収納量でも不動倉が平均1349斛に対し動倉は851斛と62%程度である。両者を比較すると不動倉は規模が大きく、動倉は小ぶりの建物と考えられる。

第5表 不動倉と動倉の比較

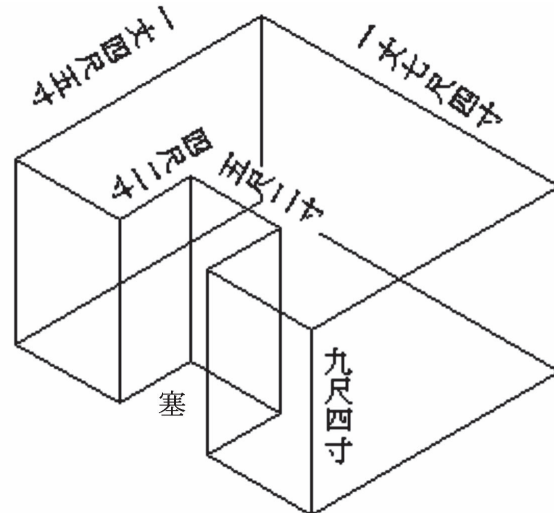
用途	面積（㎡）	用途	収納量（斛）
不動倉（板倉）	34.2022	不動倉（板倉）	1349.2
不動倉（甲倉）	20.5	動倉（板倉）	851
動倉	22.7985		

ii. 塞の有無・・穀倉と額倉

第7図に『和泉監正税帳』（第4表）の2番目に記述された「東第二板倉」の高床部分を示した。板倉の長（桁行）は174寸、広（梁行）は145寸で左正面中央の四角い凹みが塞である。

古代の米の収納は、穂刈した稲額をそのまま束で収納する額倉が中心であったが、対外関係の緊迫化等に伴う大量の備蓄の必要から、額より容量が小さく貯蔵性もよい穀による貯蔵法として、倉の入口部分に柱の縦溝に横板を落としこむ塞と呼ばれる積込み空間を設け、穀を倉全体でバラ積みできる穀倉が開発され、普及した。

しかしながら、日常的な食糧庫や、春に農民に官稲を貸し付け、秋に3割から5割の利稲とともに回収する出挙を行う倉庫には、稲種が容易に判別可能で、倉からの出し入れが容易な額倉も利用された。『和泉監正税帳』においても記述された建物のうち20棟が額倉で、11棟が穀倉である。



第7図 塞の概念図

iii. 建物の名称・・「板倉」、「法倉」、「丸木倉」、「甲倉」、「屋」

『和泉監正税帳』に記述された建物の名称は、「東第一」等に見られる倉の位置を示す名称と倉の種類を表す「板倉」、「法倉」、「丸木倉」、「甲倉」、「屋」から成っている。

「甲倉」は総柱の高床の上に多角形断面のあぜ木を組み合わせせて壁を作る構造で、東大寺正倉院に代表される校倉構造の倉である。校倉では、使用するあぜ木の長さによって桁行・梁行が制限されるために、桁行・梁行ともに2丈（約6m）を越えるものは少なく、『和泉監正税帳』に記述された2棟の甲倉の平均桁行は5.15m、平均梁行4.2mで平均床面積は21.6㎡、平均収納量は765斛である⁽¹⁾。

「丸木倉」は、高床の上に丸太を組み合わせせて壁を作る構造の倉である。甲倉より初源的な構造で、丸太で作るため内部が凸凹で、隙間も多いため穀倉として使用はできず、全て額倉である。『和泉監正税帳』に記述された丸木倉10棟のうち6棟が空で、8世紀初めには、甲倉や板倉の普及とともに使用されなくなったとも考えられる。甲倉と同様に桁行・梁行ともに2丈（約6m）を越えるものは少なく、『和泉監正税帳』に記述された丸木倉の平均床面積は16.8㎡で平均収納量は152.3斛（1523束）である。

「板倉」は、大型の穀倉用に開発された構法で、高床の上に縦溝の入った柱を立て、横長の厚板を柱の縦溝に落としこんで壁を作る横羽目板方式の高床倉である。「板倉」は「丸木倉」や「甲倉」のような桁行の制限はなく、桁行き材を継ぎ足すことが可能で、収納量の大きい倉が可能である。『和泉監正税帳』では、不動倉は板倉・甲倉で構成されていたが、910（延喜 10）年頃『越中国官倉納穀交替帳』に記述された不動倉は殆どが板倉で甲倉は記述されていない。すなわち、当初「丸木倉」や「甲倉」で建てられた倉は、容量の制限がなく、大容量の収納を可能にした「板倉」にとって替わられたと考えられる。『和泉監正税帳』に記述された板倉の平均床面積は 30.9㎡で平均収納量は 1207 斛である。

「法倉」は板倉で桁行が長く収納量の大きい長倉を指す。『和泉監正税帳』では平均床面積が 122㎡、平均収納量 3642 斛である。法倉は動用倉で、飢饉や非常時に使われる穀を収納したと考えられる。非常に大きく、律令時代の倉の中でも象徴的な穀倉と思われる。

「屋」は平屋の動用倉で、穎稲を収納した。『和泉監正税帳』では梁行は 5m 前後であるが桁行は高床の制限がないため約 6 ～ 14m のさまざまな長さの「屋」がある。動用倉で、必ずしも満杯状態の収納量の記述でないため、収納量のばらつきは多いが平均約 500 斛（5013 束）である。桁行長が梁行長の 2 倍を超えるものが多い。床が土間か低床の建物を想定できる。

第 6 表に鞠智城の終末期にあたる 10 世紀前期にまとめられた『越中国官倉納穀交替帳』に記述された建物を示した。『越中国官倉納穀交替帳』は越中国司の交替にあたって保存量の確認のために作成されたもので、村別に官倉に収納されている稲穀の量を記したものである。

不動倉は全て板倉で、板倉の規模も『和泉監正税帳』の平均床面積は 30.9㎡に対し『越中国官倉納穀交替帳』では 60.5㎡とほぼ倍の大きさである。

動用倉として、校倉、屋が使用されているが、『和泉監正税帳』に記述がある桁行の長い法倉が見られず、桁行・梁行ともに長く収納量の大きい板倉が増えていることがわかる。

第6表 『越中国官倉納穀交替帳』に記述された建物

no	国名年代	郡	用途	倉名称	倉長	倉広	塞長	塞広	倉高	委高	収納量	収納量	底敷	床面積
1					(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(斛)	(束)	額稲	(㎡)
2	越中 910以降	某村		借西外一倉								2000		
3				借北外一倉								3000		
4				東後二屋								3000		
5				借東後三屋								3000		
6				東後四屋								3000		
7				借西外二屋								3201		
8				借南外西一屋								7500		
9		川上村		東中一板倉							456			
10			不動	西第一板倉	8.5	7.8	1.7	1.4	4.2	4.1	3280		有	66.0
11			不動	西第二板倉	8.7	5.5	2.2	1.5	4.6	4.1	3684		有	48.2
12			不動	西第三板倉	8.4	7.7	2.0	1.2	4.4					64.5
13		某村			8.5	7.8	2.0	1.2	4.4	4.5	3900			65.7
14			不動	北第二板倉	9.1	8.8	2.0	1.4	4.6	4.6	4750		有	80.4
15		某村	不動	西第五板倉	15.0	7.1	1.9	1.4	3.0	3.0	6260		有	105.8
16				東後外三板倉							482			
17				東後中二板倉							746			
18				東一校屋							538			
19				東中一校屋							831			
20				東後一校屋							787			
21				東後二校屋							1118			
22				東後三校屋							444			
23				東後四校屋							450			
24				東後外一倉							863			
25				東第五屋	21.3	6.7			5.1		610			143.1
26				借東後三校倉								4000		
27				南二屋							3000			
28				借東外五少倉							1460			
29				借東四屋							4000			
30				借東後外二屋							3000			
31				借東五屋							3000			
32				西外一屋							4000			
33				西外二税屋							3000			
34				東三屋							5000			
35				南三税屋							1520			
36		意斐村		東後第一板倉	7.9	5.6			3.5		602			44.4
37			不動	東後外第三板倉	14.5	8.3	2.5	1.7	4.9	4.5	6599		有	121.1
38			不動	東第一板倉	5.8	4.9	1.9	1.0	5.4	3.3	1114		有	28.3
39			不動	東第二板倉	5.9	5.4	1.8	1.1	2.9	2.9	1154			32.1
40			不動	東第三板倉	12.2	8.7	2.0	0.9	5.0	3.5	6940		有	105.9
41			不動	東第四板倉	12.0	8.3	2.4	1.4	4.5	4.7	6010		有	100.0
42			不動	南第一板倉	8.4	7.8	2.3	1.5	3.9	4.0	3293			66.0
43			不動	南第二板倉	9.6	8.3	2.2	0.8	6.0	5.9	6023		有	79.2
44			不動	西第二板倉	9.0	7.8	2.3	1.1	5.0	5.1			有	70.7
45			不動	西第五板倉	11.9	7.8	2.5	1.5	5.5		4462			93.1
46			不動	北第二板倉	8.4	7.9	2.0	1.1	4.2	4.2	3666			66.3
47			不動	北第二板倉前第二板倉	7.3	7.3	2.0	1.5	4.8	4.4	2950		有	53.1
48			不動	北外第二板倉	5.0	4.1	1.3	0.7	3.2	3.5	879			20.5
49			不動	西第三板倉	8.3	7.7	2.2	1.4	4.3	4.0	3578			64.3
50			不動	西第六板倉	8.8	7.9	2.2	1.0	4.7	4.5	4080		有	69.9
51			不動	北外後第一板倉	9.4	5.6	2.6	1.4	3.0	3.2	2114		有	51.9
52			不動	北外第一板倉	5.3	5.2			3.4	3.4	1442			27.6
53				東後六屋							192			
54				東後四屋							2000			
55				借東後三倉							3000			
56				借東後外一屋							3000			
57				北外後第二板倉	6.6	5.4			3.5		7000			35.3
58				東第五板倉	4.4	3.6			3.0					16.0
59				東第六板倉	4.6	4.2			2.7					19.0
60				北外第三板倉	7.8	5.7			3.1					44.6
61				東第七屋	12.0	6.9			3.0		11000			82.8

（２）古代の律令と鞠智城と 同時代の古代官衙遺跡

大宝律令は、701（大宝元）年に制定された日本の律令である。唐の永徽律令（651 年制定）を参考にしたと考えられている。

大宝律令『倉庫令』の原文は現存しておらず、一部が逸文として残存している。

『倉庫令』復原逸文全 16 条の第 1 条に下記記述がある。

○ 01 (倉於高燥処置条)

倉は、みな高く乾燥した処に於くこと。周囲に池渠〔いけみぞ〕を開くこと。

倉の周囲半径 50 丈（約 150 m）以内に館舎を置いてはならない。

(日本思想大系「律令」復元逸文訳(岩波書店)より抜粋)

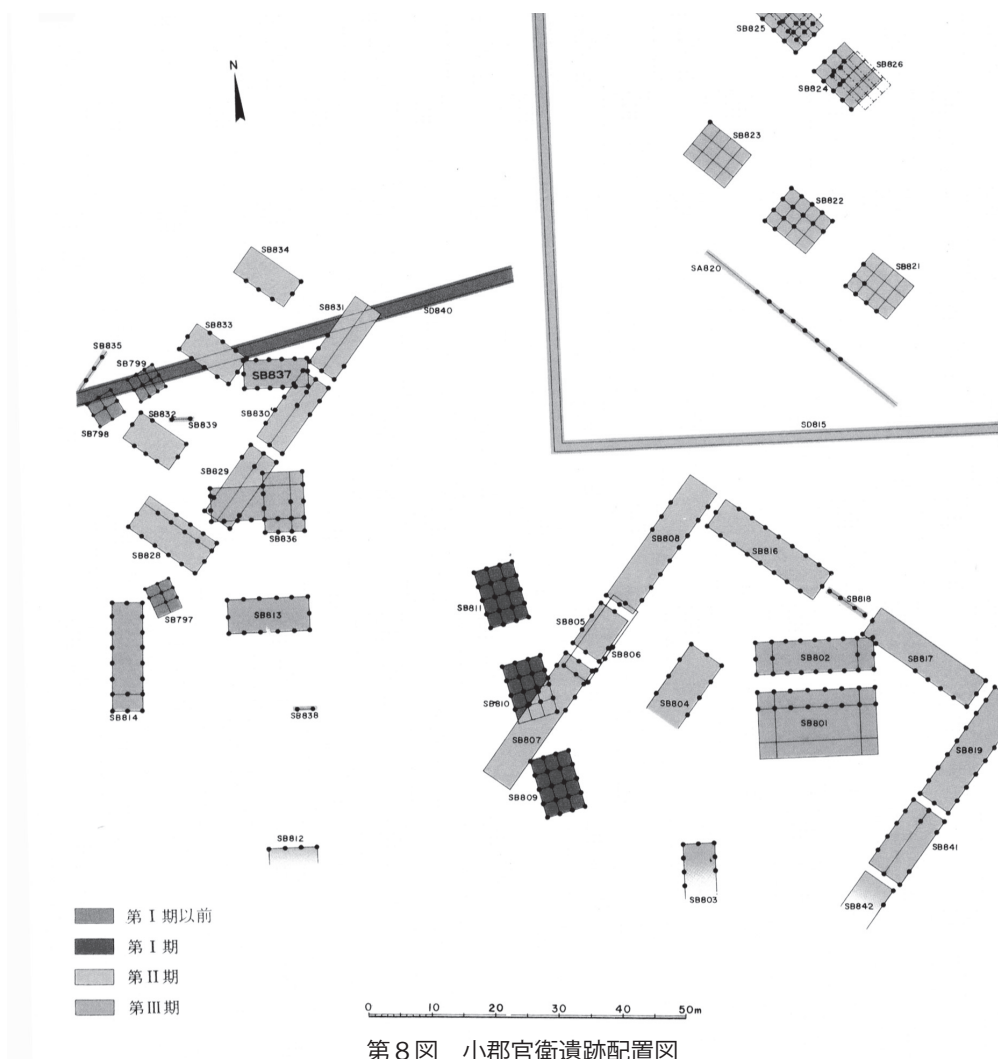
即ち、倉庫群・営舎・宿泊施設は距離を置いて区画を設けるという令である。

第8図に小郡官衛遺跡の配置図を示した。小郡官衛遺跡は東に約2kmの上岩田遺跡とともに小郡官衛遺跡群として存在した。Ⅱ期遺構は678(天武7)年の「筑紫国地震」によって倒壊した上岩田遺跡の官衛機能の中枢機能を移転したもので、鞠智城とほぼ同時代に造営された⁽²⁾。

Ⅱ期の建物配置を見ると、北側の2列5棟の倉庫群、南側のコの字型に朝堂が並ぶ正庁群、西側の直角軸をもつ7棟の営舎群に区画できる。

郡衙の造営に際しても倉庫群・正庁・営舎の区画が意識されていたと考えられる。

山地の郡衙においても、郡庁院と正倉院の遺構が離れた丘陵上に倉庫群と営舎が分散する事例が見られる。



4. 鞠智城跡の建物と大野城跡の建物

(1) 鞠智城跡 49 号建物

鞠智城跡の 49 号（第 3 図）は 3 間×9 間の礎石総柱建物である。桁行 21.4m、梁行 7.1m を測る。1969（昭和 44）年の第 4 次調査記録によれば、建物部分の地山を掘り下げて 30～40cm 厚の版築基壇を設けその上に根固め石を添えずに直接花崗岩の礎石を据え、礎石の下部を版築で固める。柱間は桁行、梁行ともに 8 尺である。

49 号からは布目瓦が出土し、また礎石に火を受けた跡があり、火災で焼失したと考えられる。49 号は瓦葺高床長倉と考えられている。

この鞠智城跡 49 号と類似する建物が『和泉監正税帳』に記されている。和泉郡南院北第壹法倉は桁行 21.6m、梁間 6.3m の動用穀倉である。桁行は 49 号と一致し、梁間の柱間を 7 尺、桁行を 8 尺と仮定すると 3 間×9 間の建物が想定され、鞠智城跡 49 号の平面構造と一致する。

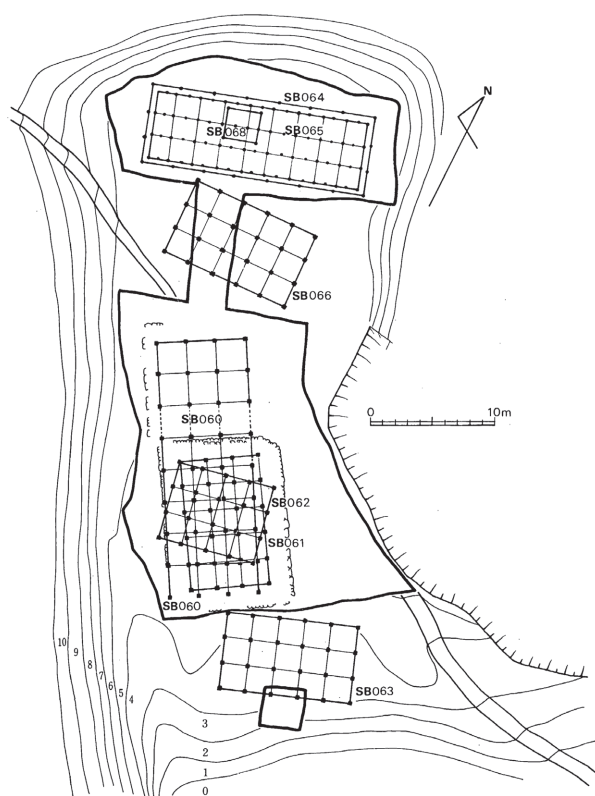
大野城跡においても鞠智城跡 49 号に類似する建物跡がある。主城原地区 SB60 は 3 間×8 間又は 9 間の礎石総柱建物である。約 70cm の版築基壇の上に礎石を設ける。柱間は桁行 256cm（8 尺 5 寸）、梁行 240cm（8 尺）である。SB60 の上層に SB61、SB62 跡があるため、桁行は 8 間までは確認できるが鞠智城跡 49 号建物と同様に 3 間×9 間の長倉である可能性が高い。

SB60 の北側に建つ SB65 は下層の掘立側柱建物 SB64 と同位置に建てられた 9 間×3 間の掘立総柱建物である。注目されるのは、SB65 の下層建物である SB64 は 3 間×7 間の掘立側柱建物であるが、柱穴から検出した単弁瓦当の製作年代が 665（天智 4）年から 670（天智 9）年の間に想定され、築城当初の建物と考えられる点である。

掘立柱建物の耐用年数を 15～30 年とすれば、築城当初に建てられた SB64 の跡に建てられた SB65 の建築時期は、『続日本紀』の記録にある「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕い治めしむ」698（文武 2）年頃と大きな隔たりはないと考えられる。

また SB65 の下層にある SB64 は掘立側柱であるが掘立柱の掘方は大きく深く、丁寧に建設されている。また単弁の完形瓦当が検出されており、軒丸瓦を葺いた大規模な建物で、白江村の敗戦直後の緊張した海外事情から築城された大野城の、防衛指揮をとる営舎として建造されたと推測される。

しかしながら海外の緊張関係が緩んで、築城期掘立建物 SB64 の耐用年数が過ぎた 7 世紀末において、大宰府が SB64 跡に繕治した SB65 の用途は、営舎でなく、大規模な長倉（法倉）であったと考えられる。大野城跡主城原地区では SB64（掘立側柱営舎・大野城築城期）→SB65（掘立総柱長倉・大野城繕治期）の変遷が指摘されており、礎石総柱長倉である SB60 は SB65 の後に建築されたと推定される⁽³⁾。



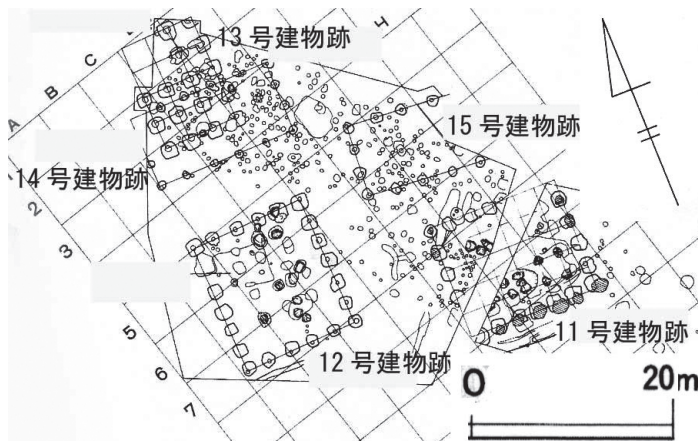
第 9 図 大野城跡主城原地区建物配置図
（『特別史跡大野城跡Ⅲ』 1979 福岡県教育委員会より抜粋）

鞠智城跡で SB60 建物と同様の平面形式で同じような版築基壇を持つ礎石総柱建物である鞠智城跡 49 号建物も同様な意図のもとに動用倉庫（法倉）として建設されたと考えられ、その建造時期は 8 c 前期と推定される。

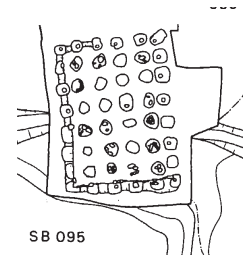
（２）鞠智城跡 11・12 号建物

鞠智城跡 11 号は 6 間×5 間の総柱建物であるが、中の 4 間×3 間の柱が礎石建ちで、四周の側柱は掘立柱で礎石と掘立柱を併せ持った建物である。11 号の西側 10.2m（34 尺）の所に礎石・掘立柱併用総柱である 12 号がある。また 12 号の北には 12 号と桁行方位を同じくする 4 間×3 間の掘立総柱の 13 号がある。この 3 つの建物跡は軸方向が同一で、セットの建物群と推測される。

11・12 号とも礎石は丁寧な版築地業の上に据えられて、縁部の掘立柱の掘方は長軸 130～170cm、短軸 120～170cm の方形で柱穴の深さは 55cm 前後で、柱径は 35cm 前後、柱の埋土は最大 8 層の丁寧な版築である。11 号の南側 180cm の位置に長さ 5.5m 深さ 37～57cm の雨落溝が検出されたため、1 間幅の四周部分は長期間、屋根が掛かっている、いわゆる底屋根が想定される。11 号建物掘方からは 7 世紀後半半蓋、12 号建物掘方からは 8 世紀後半の高台付碗が検出され、これらの 2 棟は他の倉庫とは性格を異にする。



第 10 図 11～15 号建物群平面図



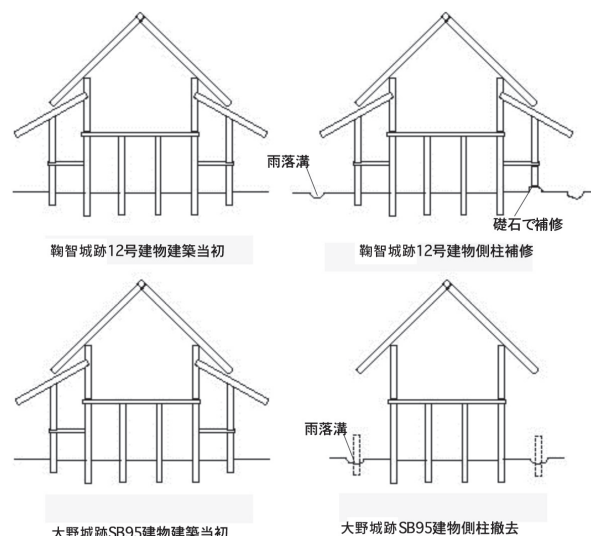
第 11 図 大野城跡 SB95

大野城跡には鞠智城跡と同じく周囲に掘立側柱を持つ礎石建物が 7 棟ある。

村上地区 SB095 建物は村上地区の広い平坦地にあって、3 間×5 間の礎石総柱建物の四周を 1.8m（6 尺）幅で掘立柱が囲む鞠智城跡 11・12 号と類似する構造の建物で柱間は桁行、梁間とも約 7 尺であった。調査の当初は、四周の雨落ち溝と思われた遺構の下から掘立柱穴が検出された。礎石軸と掘立穴軸は一致しており、同時に建築されたと考えられる。

掘方は一辺が約 1m の隅丸方形で深さ 60～80 cm、柱根はなく抜き取り穴がある。

このことから SB95 は当初四面底の高床建物が想定され、鞠智城跡 11・12 号と類似する構造を



第 12 図 大野城跡 SB95 と鞠智城跡 12 号の構造の変遷

持つ。両者の違いは、鞠智城跡 11 号の雨落溝が側柱より外 1.8m の距離にあるのに対して、大野城跡 SB95 の雨落溝は掘立側柱が撤去された後に側柱の位置に検出された点である。これは鞠智城跡 11 号が四面庇高床建物として建築された後、長期間当初の形式を保ちながら使用されていたのに対し、大野城跡 SB95 は、当初四面庇高床建物として建築された後、掘立柱が立ち腐れる前に引き抜き、5 間×3 間の建物として使用されていたことを示している。すなわち 5 間×3 間総柱+側柱建物→5 間×3 間総柱建物という時間軸による変遷が見られるのに対し、鞠智城跡 12 号では、側柱の腐った柱根を切り取って礎石に置き換えた跡も見られ、四面庇建物が長期間使用され続けたことがわかる。

(3) 鞠智城跡 20・21・22・23 号建物

22・23 号は 20・21 号の前身建物である。このうち 22 号は 4 間×4 間、23 号は 4 間×6 間、20 号は 4 間×3 間、21 号は 4 間×3 間で、桁行きも 20 尺を超える礎石総柱建物であることから、『和泉監正税帳』に記述された板倉と考えられる。上層建物の 20・22 号の柱間は 8 尺で統一されているのに対し、前身建物の 22・23 号の梁行の柱間は 4.8 尺と狭くなっている。規模や規格が一定しない 22 号（4 間×4 間）、23 号（4 間×6 間）から 4 間×3 間の規格を持つ 20・21 号への時系列的変遷をみることができる。

鞠智城跡の礎石総柱建物で梁間・桁行が確定できる 18 棟の内 4 間×3 間の建物は 20・21・36・59・72 号の 5 棟である。このうち 36 号の地業穴からは 9c 代の高台付土師器が出土しており、72 号の出土遺物から 9c 後半を下限とする年代が推定されている。また、20・21 号には火災の痕跡が残り、『文徳実録』858（天安 2）年の「不動倉十一字火」の記述との関連も考えられる。すなわち、鞠智城の 4 間×3 間建物は 8c 末以降に建てられたと推定できる。

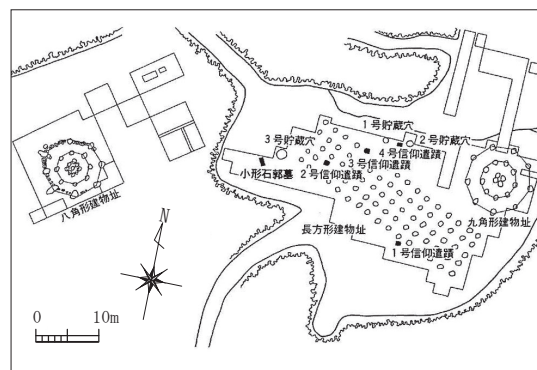
(4) 鞠智城跡 30・31・32・33 号建物 - 八角形建物群

31 号（掘立二重）は 30 号（礎石二重）に先行し、32 号（掘立三重）は 33 号（掘立三重）に先行する。このように 2 棟の八角形建物をセットで有するものは朝鮮半島では三国時代に存在したと考えられる二聖山城および高句麗中期の首都近郊の丸都山城においてみることが出来る。

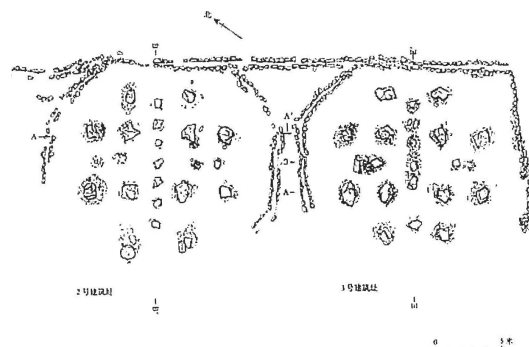
「韓国の二聖山城について・・・二聖山城視察報告 鞠智城跡第 13 次調査報告（1992）」に、東側の二重に柱礎石の周る九角形建物が天壇、西側の三重に柱礎石が周る八角形建物が地壇・社稷と考えられていたと記述されている。また二聖山城には十二角形の建物遺構もあり、祭祀遺構と推定されている。一方丸都山城では長大な礎石建物群とともに八角形建物が東西に並んでいる。

鞠智城跡八角形建物の柱が中心から放射線状に配置されるのに対し、丸都山城跡八角形建物は直行軸に柱が配置される⁽⁴⁾。

日本における八角形建物跡の事例としては前期難波宮跡の内裏南門の東西の一対の八角建物（7c 中期）



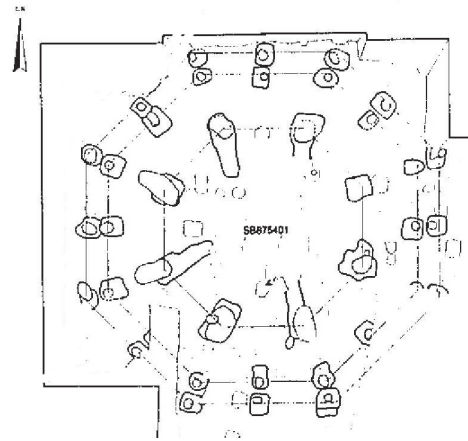
第 13 図 二聖山城建物配置図
(漢陽大学校博物館叢書第 5 輯『二聖山城』1987)



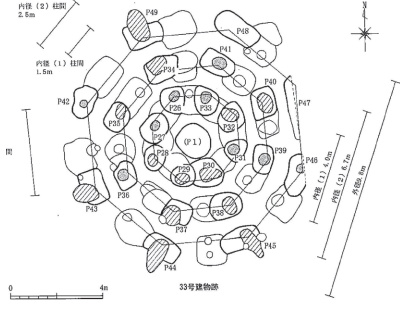
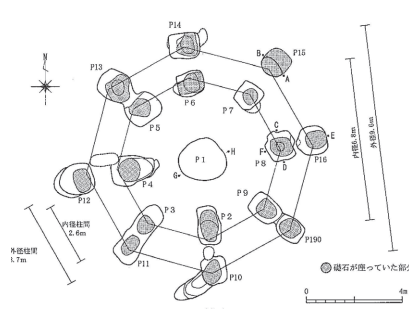
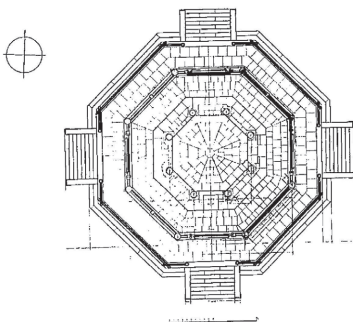
第 14 図 丸都山城八角形建物跡柱配置

が挙げられる。東西の建物とも掘立三重であるが三重の柱のうち二重目と三重目の柱列の掘方が一列目の柱列に比べて小さく、また二列目と三列目の間隔が狭いため、八角形建物は一重で二重目、三重目は縁底的なものとして推定される⁽⁵⁾。

現存する八角形建物は法隆寺東院夢殿（739 年）を嚆矢とし、奈良時代に創建されたものは栄山寺八角堂、法隆寺西円堂（再建）、興福寺北円堂（再建）があげられる⁽⁶⁾。



第 15 図 前期難波宮跡東八角殿

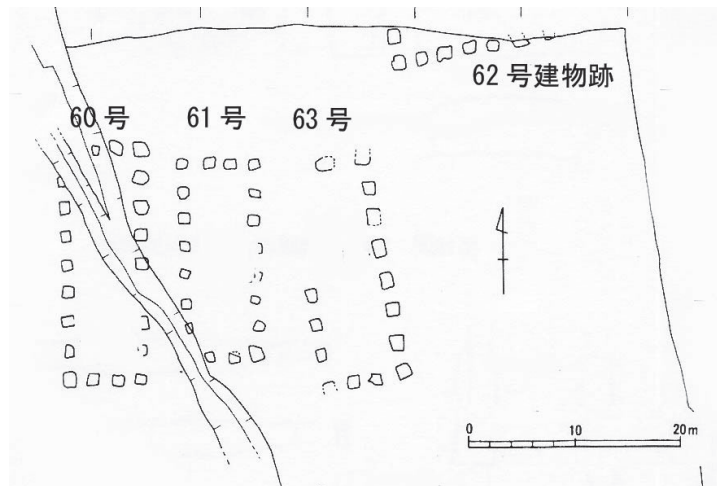


第 16 図 法隆寺東院夢殿平面図 第 17 図 鞠智城跡 30・31 号建物 第 18 図 鞠智城跡 32・33 号建物⁽⁷⁾

(5) 鞠智城跡 62・63 号建物

60・61・62・63 号は、いずれも大型掘立側柱建物である。

62 号建物と 63 号建物の主軸が直交し、梁行の柱間が 6.5 尺で共通しており、セットの建築群と考える事が出来る。この 2 棟からは、遺物の検出がなかったことから、顕倉とも考えられるが、館舎が立ち並んでいたと考えられている米原地区に近接する地域に位置することから管理用建物である営舎と考えられる。



第 19 図 60～63 号建物平面

(6) 鞠智城跡 45・46・47・48 号建物

45～48 号は長者原西側の丘陵地（長者山）に建つ礎石総柱建物で共通する主軸を持つ建物群である。

建物の規模等から長者山西側の 69・70・72 号を含めて板倉の不動倉群と考えられる。また 45 号は 72 号の上層に建てられていることから 46・47・48 号より建造年代が下がり、終末期の板倉と推定できる。

（７） 鞠智城跡 24・27 号建物

24・27 号は桁行に間仕切があり、端部一間に庇様の区画を持っている。

大野城跡で類似する建物は主城原地区 SB80 である。SB80 は 2 間×7 間以上の側柱建物で南から 2 間目に間仕切があり、南側 2 間部分に炉跡があることから、営舎的な性格が推定される。

また、前述した小郡官衙遺跡第 3 期の西側の営舎と思われる建物にも同様な間仕切りが見られる。

鞠智城跡 24・27 号も営舎的な建物で、終末期の鞠智城が小規模な郡倉とその南側の傾斜地に営舎を持っていたことが推定できる。

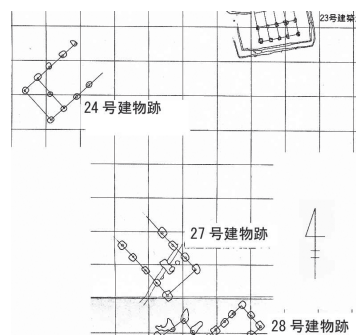


第 20 図 45・46・47・48 号建物平面

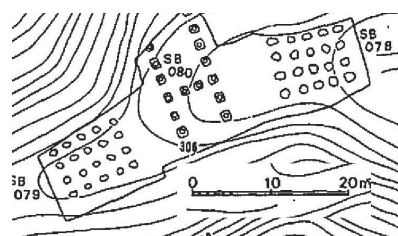
（８） 鞠智城跡のセットの建築群

鞠智城跡の建物は、主軸や構造を同じくするセットの建築群が見られる。その典型的な建築群が下記の建築群である。セット建物には建築年代の前後関係が見られる

- （１） 11・12 号 礎石・掘立柱併用建物 11 号→12 号
- （２） 20・21・22・23 号 礎石総柱建物、22・23 号→20・21 号（3 間×4 間）
- （３） 30・31・32・33 号 八角形建物、31 号→30 号、32 号→33 号
- （４） 62・63 号 堂庁的な直交軸を持つ建物
- （５） 20・21・36・59・72 号 3 間×4 間礎石総柱倉庫（8c 末頃以降）
- （６） 45・46・47・48 号 礎石総柱倉庫群（45 号は終末期）
- （７） 24・27 号 掘立柱で端部に区画を持つ（終末期）



第 21 図 24・27 号建物平面



第 22 図 大野城跡 SB80

また 49 号は、大野城跡の礎石長倉 SB60 と類似している。大野城跡の建物の変遷を、掘立柱→掘立長倉→礎石長倉→礎石掘立併用倉（礎石部分 3 間×5 間）→礎石 3 間×5 間倉とすると、49 号は礎石長倉にあたり、建造時期は礎石建物の開始時期である 8c 第 1 四半期が想定できる。

5. 鞠智城跡の建物の建造時期と存続期間

（１） 鞠智城跡建物の建造時期

鞠智城跡建物の建造時期と存続時期を検討する前に、鞠智城跡出土土器の画期毎の量を比較し検討した資料がある。（『鞠智城跡Ⅱ』「第Ⅵ章 総括」 P472）

資料によれば、出土土器の第 1 の画期は 7c 第 3 四半期で、第 2 四半期以前に比べて出土土器数が倍増する。第 2 の画期は 7c 第 4～8c 第 1 四半期で、須恵器の出土がピークを迎える。

第3の画期は8c第2、3四半期で、土器が存在しない空白期である。

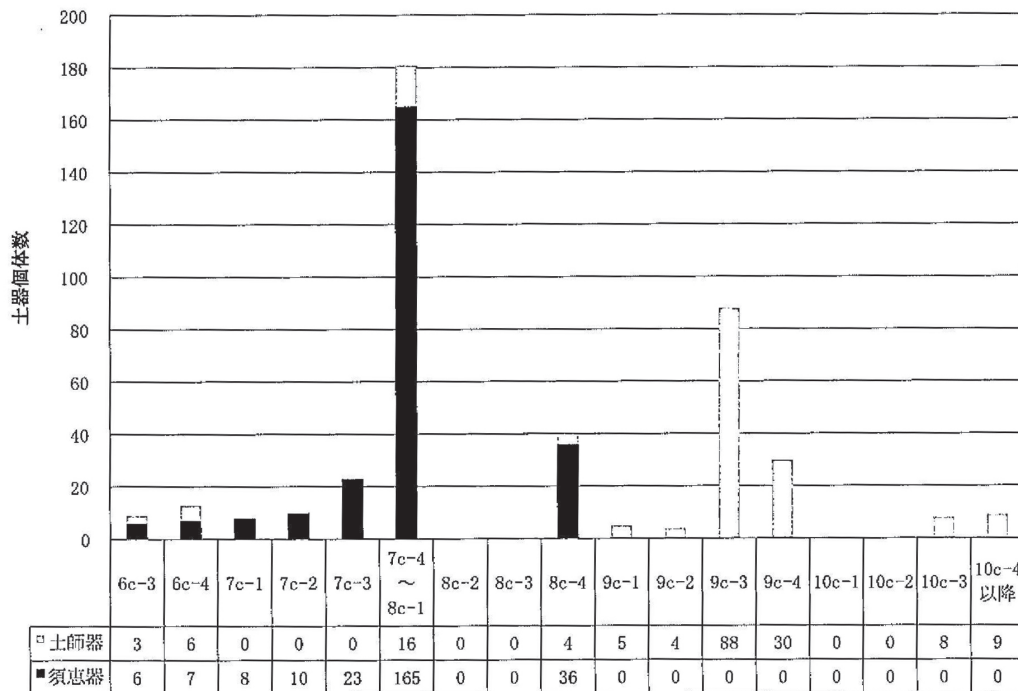
第4の画期は8c第4四半期で、再び須恵器が使用される。

第5の画期は9c第1、2四半期で、須恵器は存在せず、少量の土師器のみ出土。

第6の画期は9c第3、4四半期である。この時期に「菊池城院の兵庫の鼓自ら鳴る。同城不動倉11宇火」(『文徳実録』857年)の記事があるが、第1の画期に次ぐ土器使用量第2のピークを迎える。すべて土師器である。

第7の画期は10c第1、2四半期である。再度空白期を迎える。

第8の画期は10c第3四半期である。このころには鞠智城は廃絶し、別の目的で土器が使用された。



第23図 鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図

鞠智城は、7c第3四半期に水城・大野城・基肄城等の大宰府都城の築城に遅れること数年で築城されたが、唐使・新羅使の相次ぐ来朝による東アジアの政情の安定化に伴い、本格的対外防衛網の整備を目的として698(文武3)年から大野城・基肄城とともに繕治された。8c第1四半期においては、本格的な礎石総柱建物が建設された。その後国際情勢の安定とともに活動の空白期を迎えるが、755(天平勝宝7)年、唐で安祿山の乱がおこり、東アジアに緊張が高まり、藤原仲麻呂は大宰府をはじめ防備を厳にすること命じた。756(天平勝宝8)年に怡土城が築城されるが、鞠智城に於いても8c第4四半期から規格化した礎石倉庫等の建設が再開された。その後東アジア情勢の安定とともに814(弘仁5)年に大宰府軍団兵士の半減等が行われ、対外防衛機能が縮小するが、鞠智城も朝鮮式山城としての機能から、858(天安2)年『文徳実録』による「城院」、875(貞観17)年『三代実録』による「郡倉」の呼称に見られるように、郡倉として機能に変化したと考えられる。日本と東アジアの関係と鞠智城跡の土器出土量の画期、鞠智城跡建物の構造別の建造時期と存続時期は、深い関係が見られる。

鞠智城跡建物の建造時期と存続時期を、発見された建物跡の切り合い関係や出土遺物から、8世紀第2、

3 四半期の空白期を挟んで下記の 5 期に分類した。

- ・Ⅰ期 7c 第 3 四半期～第 4 四半期 鞠智城が築城された時期
- ・Ⅱ期 7c 第 4 四半期～8c 第 1 四半期 大野、基肆、鞠智の三城繕治の時期
- ・Ⅲ期 8c 第 1 四半期以降 礎石建物が建設された時期その後活動停滞
- ・Ⅳ期 8c 第 4 四半期 規格化した礎石建物が建設された時期
- ・Ⅴ期 9c 中期～10c 中期頃 天安 2（858）年の不動倉十一宇火（『文徳実録』の記述以降礎石建物の棟数は少なくなり、城としての機能が失われた時期

第 7 表に鞠智城の各建物の建設時期と各建物の耐用年数や火災等による存続期間を示した。

第7表 鞠智城の建物の建設時期と存続期間

I期	II期	III期	IV期	V期
○1号 →---				
□2号 →---				
□3号 →---				
?4号 ○5号 →---				
□6号 →---				
□7号 →---				
□8号 →---				
□9号 →---				
□10号 →---				
		▲11号 →---		
			▲12号 →---	
			○13号 →---	
	□14号 →---			
	□15号 →---			
	□16号 →---			
	□17号 →---			
□18号 →---				
	□19号 →---			
			●20号 → 火災跡	
			●21号 → 火災跡	
		●22号 → 火災跡		
		●23号 → 火災跡		
				□24号 →---
				○25号 →---
				□26号 →---
				□27号 →---
				□28号 →---
				□29号 →---
	○31号 →	●30号 →---		
	○32号 →	○33号 →---		
		●34号 →---		

凡例 ○：掘立総柱 □：掘立側柱

I 期	II 期	III 期	IV 期	V 期
			●36号→---	
	○38号→---			
	○40号→---			
	□41号→---			
	○42号→---			
				●45号→---
			●46号→	→火災跡
			●47号→	→火災跡
			●48号→	→火災跡
		●49号→---	火災跡	
			●50号→	→火災跡
			○52号→---	
				○53号→---
			○54号→---	
			□55号→---	
				●56号→---
				□57号→---
			□58号→---	
			●59号→---	
			□60号→---	
				□61号→---
	□62号→---			
	□63号→---			
			●64号→	→火災跡
		●65号→---		
		●66号→---		
			●67号→---	
○69号→---				
○70号→---				
	□71号→---			
			●72号→	→火災跡

●：礎石総柱 ▲：掘立側柱・礎石総柱併用

(2) I期の建物 築城期 7c 第3四半期～第4四半期

663(天智2)年の白村江での唐・新羅連合に大敗を契機に、665(天智4)年筑紫国に大野城・椽城が築かれ、667(天智6)年に倭国の高安城・讃岐国の屋嶋城・対馬国の金田城が築かれた。鞠智城は金田城等とほぼ時期を同じくして築城されたと考えられる。

長者原の台地の中央部に動用倉庫と思われる掘立柱の側柱建物が数棟(2・6・7・8・9・10号)、掘立柱総柱建物が2棟(1・5号)、長者山に高床倉である掘立柱総柱建物2棟(69・70号建物)が建てられた。長者原の動用倉庫群の東端に比較的規模の大きい横長の掘立柱側柱建物(18号)が建てられたが、倉庫群との位置関係から営舎的な機能が考えられる。I期建物はすべて掘立柱で1棟の規模も小さく建てられており、緊急性の高い築城が行われたと考えられる。

また、掘立建物は柱の根元が腐朽し、耐用年数は15～30年であることから、高燥な長者山に建つ高床倉や18号を除いて、I期の中でも少なくとも1回の建て替えが行われたと考えられる。



第24図 I期の建物群

(3) II期の建物群

II期は『続日本紀』に「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕い治めしむ」と記述された698(文武2)年から8c第1四半期にあたる。I期に建てられた建物のうち、高燥な長者山に建てられた高床倉庫(69・70号)をのぞけば、掘立建物が耐用年数を超え、建て替えが必要な時期であった。

665(天智4)年、唐は254人を倭国に派遣し、東アジア情勢の緊張はしだいに解け、国内では、689(持統3)年飛鳥浄御原令の制定・701(大宝1)年の大宝律令など中央集権的な律令制が布かれ、鞠智城は大野城や基肄城とともに大宰府防衛を目的とした律令制にふさわしい城としての機能を求められた。また、九州中央部に位置する鞠智城は、当時律令制による統治が及んでいなかった薩摩・大隅への軍団出兵の兵站基地としての機能を負っていたことも考えられる。

東側丘陵には桁行5間の掘立総柱建物が建てられ、丘陵の北端に40号建物と主軸を同じくする掘立側柱の63号建物と直行する主軸を持つ62号建物が建てられたが官衛的な営舎として機能していたと考えられる。

また、主軸と平行に2棟の掘立八角形建物31・32号建物が建てられた。

長者原の動用倉庫群の北端には、掘立側柱の14・15号建物が建て替えられた。



第25図 II期の建物群

(4) III期の建物群

8c 第 1 四半期には、総柱建物は従来の頻繁に建て替えを必要とした掘立建物から、永続的な礎石建物への変換が行われた。

長者原には 3×9 間の礎石総柱長倉 (49 号) が建てられたが、『和泉監正税帳』に記述された北第陸法倉と類似した形態を持ち収納量の大きい動用倉で飢餓や非常時に使われる穀を収納したと考えられる。

長者原の北端部には内側が 3 間 $\times$ 4 間の礎石総柱で、外周に掘立柱で支えられた底を持つ 11 号建物が建てられた。11 号建物は兵事等の非常の際に穀を出し入れする動用倉と考えられる。11 号建物の外周底形式は大野城にも見られるが、大野城では底を取り払い 5 間 $\times$ 3 間の不動倉と変化した。鞠智城では底が存続し、さらに同様な底を持つ IV 期の 12 号建物の建て替えられていることから、9c 中期まで城としての機能が維持されていたと思われる。

東側丘陵に一列に礎石総柱の不動倉群が建てられた。また八角形建物も 2 棟の中 1 棟は礎石建物として再建された (30 号)。

III 期で礎石構造に建て替えられたのは高床倉庫が中心で、掘立側柱の屋や、II 期に建てられた掘立側柱の官衛的営舎 (62・63 号) も継続して使用されている。



第 26 図 III 期の建物群

(5) IV期の建物群

8c第2四半期から第3四半期は鞠智城の建設活動は停滞し、小規模な管理のみが行われていたと考えられる。その間に掘立建物の大部分は朽ち果てたと考えられる。また、東側丘陵にⅢ期に建てられた礎石総柱不動倉群(22・23・34号)も火災で焼失した。

755(天平勝宝7)年、唐で安祿山の乱がおこり、東アジアに緊張が高まり、藤原仲麻呂は大宰府をはじめ防備を厳にすること命じた。756(天平勝宝8)年に怡土城が築城されるが、鞠智城に於いても8c第4四半期から規格化した礎石倉庫等の建設が再開された。

8c第4四半期から、22・23・34号礎石総柱建物の跡に20・21・36号が再建され、66号の跡に64号の礎石総柱建物が再建された。

長者山の69・70号跡に礎石総柱建物群(46・47・48・72号)が建てられる。

また、長者原北端に庇付総柱建物の動用倉(12号)が建てられた。すなわちⅣ期までは兵事の補給等の機能が維持されていたと思われる。



第27図 IV期の建物群

(6) V期の建物群

『文徳実録』に「同城不動倉十一宇火」と記述された858（天安2）年の頃には東側丘陵と長者山に不動倉群が立ち並んでいた。『文徳実録』の同年の記述には「菊池城院の兵庫の鼓自ら鳴る」とあり、9c中期には倉庫群を中心とした城として機能していたと考えられる。火災以降は、東側丘陵地の礎石総柱倉庫の建て替えは規模の大きい56号の一棟で、火事跡地に小規模な掘立総柱建物が建てられたにすぎない。東側丘陵の南側に見張場的な庇を持つ24・27号建物が建てられている。『三代実録』には875（貞観17）年に「群鳥数百、菊池郡倉舎の葺草をかみ抜く」との記述があり鞠智城の南側土塁や西側土塁を防衛線とする古代山城としての機能が9c第3四半期には郡倉と営舎的な施設へ変化していることを示唆している。20・21・46・47・48・64号建物には火災の痕跡があり、『文徳実録』858（天安2）年の「不動倉十一宇火」の記述との関連が考えられる。



第28図 V期の建物群

6. まとめ

本稿は、昭和 42 年から平成 23 年に実施された鞠智城跡の調査の報告書から得られた知見を大野城跡発掘建物資料や同時期の文献資料との比較を通して、鞠智城跡の建物の構造や機能を考察し、鞠智城跡の建物配置の変遷を明らかにした。もとより鞠智城跡における建物の調査は、倉庫群を中心とした長者原・長者山の周辺部に限られており、営舎群の存在が考えられる米原集落地区や城門群については今後の検討課題である。また大野城跡・基肄城跡の調査は継続しており、それらから得られた新しい知見を含めた検討が必要である。考古学的、歴史学的には不十分な内容であるが、現時点での建築史的な成果と課題を記し、多くの批判を受け、今後の研究に期待するものである。

<註>

- (1) 斛は体積の単位。石と同様。1 斛は 10 斗、10 束、約 180L
- (2) 『小郡遺跡』 小郡市教育委員会 1988 年
- (3) 『特別史跡大野城跡Ⅴ』 福岡県教育委員会 1982 年
- (4) 『丸都山城－2001～2003 年集安丸都山城調査試掘報告－』 吉林省文物考古研究所・集安市博物館 2004 年
- (5) 『新修大阪市史』第 1 巻 大阪市史編纂委員会 1998 年
- (6) 『日本建築史図集』日本建築学会編
- (7) 『鞠智城跡Ⅱ』 熊本県教育委員会 2012 年